

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

令和元年11月7日（木曜日）午前9時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 議案第5号 地目が田・畑であって現況が森林である土地の保安林指定について
- (7) 議案第6号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (8) 議案第7号 関市地域農業振興計画の変更検証に係る意見について

○出席委員（19名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 井戸 恒男 君	3 番 川村 信子 君
4 番 佐藤 平和 君	5 番 遠藤 昭治 君	7 番 片岡 篤夫 君
8 番 森 邦彦 君	9 番 八木 豊明 君	10 番 杉山 徳成 君
11 番 中村 雅博 君	12 番 後藤 三郎 君	13 番 安田 孝義 君
15 番 土屋 尊史 君	16 番 野村 茂 君	17 番 日置 香 君
18 番 永井 博光 君	19 番 岩田 幸子 君	

○欠席委員（2名）

6 番 野田 卓志 君	14 番 増井 賢一 君
-------------	--------------

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	長尾 成広 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局係長	小森 康司 君	農林課課長補佐	安田 学史 君
農林課書記	長尾 育美 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君		

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）ただ今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いいたします。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君）みなさんおはようございます。本日は農業委員会総会をご案内しましたところ、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

非常に8月9月10月と天候の不順な日が続いておりましたが、最近やっと天候が固まって秋らしくなってきたように思います。9月の敬老会の時に話があったのですが、全国で100歳以上が7万1千人みえるそうです。その中で関市は9月の敬老会の時の話でしたが、46名みえるということでした。男性は1割強しかみえませんでした。あとは女性で、非常に女性は強いというか、健康に努力されてみえるという事かと思いました。

台風19号で私どもの方は大きな被害もなかったのですが、長野県の千曲川の氾濫を見た時に51年の9.12のときの安八町での長良川右岸堤防が決壊したときの写真を思い出しました。今の台風というものは非常に読みにくいというか、私たちが経験してきた中では太平洋側を通れば風も強くないし、雨も少し強いくらいで直撃の事を思えば安心しておりました。しかし、今回の19号、その前の台風をみますと、その前の台風は日本をすれすれに行って関東の方に上陸したわけです。19号についてはもっと離れたところでそんなに雨の心配もないと思っていたのですが、結構な被害がでました。自治体が避難所を開設して避難をしてくださいと言って勧告などを出しておりますし、警戒レベル5が出て危険度が分からない限りみなさん避難をしないと言う事で、大きな犠牲者が出たのではないかと思います。私も山の近くに住んでおりますので、山は崩れてこないからいいやという思いはありますけれども、やはり今一度考え直して、避難指示や勧告が出た場合にはすみやかに避難する必要があるのではないかと改めて思いました。

本日は通常の議案につきまして、そして合わせて関市農業振興計画の変更、検証に係る意見についての議案があります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）続きまして、事務局長の長尾がご挨拶申し上げます。

○事務局長（長尾成広君）皆さんおはようございます。会長からお話がありましたとおり、最近めっきり寒くなってきました。昼間は20度を超える時もありますので、体調には十分気を付けて頂きたいと思います。

今朝、富野の藤谷地区で熊が出たと言う連絡が入りまして、最初は小学校付近と聞いていたのですが、後からよく確認すると藤谷地区と言う事でした。今年は熊の食べ物がないので郷へ出てきているみたいです。洞戸ですと、尾倉地区や菅谷地区、そして板取でも熊が出ると言う事で連絡を受けています。昨日も武芸川の桶森地区で熊が取れましたので、みなさんも気を付けていただけたらと思います。

それから、災害の話もありましたが、まだいいだろうとっていて皆さん逃げ遅れるというパターンをよく聞きますので、早め早めの避難をしていただけたらと思います。

話は変わりますが、ワールドカップを皆さん見られたと思います。関市では事前キャンプ地の事前キャンプ地という事で、南アフリカと交流し、応援をしていたチームが優勝と言う事になりました。また、日本においても初めて決勝トーナメントに出て、南アフリカと準々決勝で対戦し負けましたが、ワンチームと言う事で、日本も南アフリカも団結していい成績を出しました。私たちもワンチームとして頑張っていけたらと思っております。

部長につきましては、九州へ出張しており総会に出席できませんが、みなさんによろしくお祈りしますと言う事で言付けをいただいております。

本日は農地転用に加え、農振農用地の除外につきまして、地区協議会でみなさんにご意見をいただいたものを、農業委員会でもた審議していただき、17日に全体協議会で審議をしていただいた上で、県と協議しまして来年の5月か6月頃には許可という言い方ではないのですが、計画に入れ、その後、農業委員会にかかってくると言う流れのものになります。農業委員会では農地転用ではどうなのかと聞いていただきます。いつもより1時間早い開会になり、長丁場になりますがよろしく

お願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。6 番野田委員、1 4 番増井委員の 2 名が欠席でございます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第 8 条の規定により、委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。3 番河村委員、4 番佐藤委員のお二人をお願いします。

これより議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は 1 ページからになります。

1 番の案件 位置図は、1 ページになります。申請地は、新富津橋の北北東約 3 6 0 m に位置する農振農用地区域外にある田、2 筆 3 9 2 m²。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業経営の拡大を図るもの。譲渡人は譲受人の要望に応えるものです。

2 番の案件 位置図は、2 ページになります。申請地は、下迫間公民館の北西約 2 7 0 m に位置する農振農用地区域外にある畑、3 筆 3 8 0 m²。下迫間公民館の北西約 3 8 0 m に位置する農振農用地区域内にある田、7 2 5 m²。下迫間公民館の北北西約 4 1 0 m に位置する農振農用地区域内にある田、4 7 6 m²。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業継承のため申請地を譲り受けるもの。譲渡人は高齢で農地の管理ができないため、子に譲り渡すものです。

3 番の案件 議案は、2 ページ、位置図は 3 ページになります。申請地は、関市文化会館の西約 2 6 0 m に位置する農用地区域外にある田、3 筆 1, 2 2 8 m²。申請の目的は所有権移転です。

譲受人は申請地の隣地に農地を所有しており、一体的に耕作し農業経営の拡大を図るもの。譲渡人は居住地が遠方のため、農業経営が困難であり譲受人の要望に応えるものです。

4 番の案件 議案は、位置図は 4 ページになります。申請地は、武儀やまゆり保育園の東約 2 6 0 m に位置する農振農用地区域外である畑、3 8 7 m²。申請の目的は所有権移転です。受贈者は親から生前贈与を受けるというもの。贈与者は子に生前贈与をするというものです。

5 番の案件 位置図は、5 ページになります。申請地は、柳瀬集会所の北東約 2 9 0 m に位置する農振農用地区域内である田、2 筆 1, 0 4 6 m²。柳瀬集会所の北約 1 2 0 m に位置する農振農用地区域内である田、4 4 9 m²。柳瀬集会所の西北西約 1 2 0 m に位置する農振農用地区域外である畑、1 9 8 m²。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業経営拡大のため。譲渡人は遠隔地に居住しているため、管理ができないことから譲受人の要望に応えるものです。

6 番の案件 議案は、3 ページ。位置図は 6 ページになります。申請地は、上野多目的研修施設集会場の南約 2 0 0 m に位置する農振農用地区域外である田、2 筆 1, 8 5 4 m²。申請の目的は使用賃借権設定です。譲受人は農業規模の拡大を図るもの。譲渡人は高齢のため、農業経営が十分できないため、譲受人の要望に応えるものです。

7 番の案件 位置図は、7 ページになります。申請地は、上菅谷集会所の東約 8 0 m に位置する農振農用地区域外である畑、1, 2 5 2 m²。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業経営に興味があり、農業に従事したいというもの。譲渡人は申請人の希望により、譲り渡すというものです。

8 番の案件 位置図は、8 ページになります。申請地は、上菅谷集会所の南東約 9 0 m に位置する農振農用地区域外である田、1, 2 1 6 m²。申請の目的は使用賃借権設定です。譲受人は農業経営に興味があり、農業に従事したいというもの。譲渡人は申請人の希望により、使用賃借権を設定するというものです。

すべての案件について、1 0 月 1 8 日と 1 0 月 2 1 日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、使用権設定に関するもの 2 件、所有権移転に関するもの 6 件についてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第 1 号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(発言なし)

○議長(野村茂君) 発言がありませんので、第1号議案について質疑を行います。質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

(発言なし)

○議長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) 全員挙手のため、議案第1号の8件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、童心保育園の東約100mに位置する登記地目畑、現況地目道路65㎡。登記地目田、現況地目道路2筆133㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は公衆用道路です。

申請者は申請地を近隣住民が生活道路として既に利用しているため、申請するものです。

10月21日に現地を確認したところ、少なくとも昭和初期頃から道路として利用しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、長良川鉄道関富岡駅の北西約310mに位置する登記地目田、現況地目雑種地955㎡の内493.09㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は貸資材置場です。

申請者は申請地に経営する基礎工事業に使用する資材を置きたいというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、平成7年頃から雑種地として利用しており、始末書が添付されています。また、隣地農地の所有者の承諾を得ています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、東田原公民館の南東約180mに位置する登記地目田、現況地目宅地343㎡。農地の区分は住宅、事業施設、公共・公益施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅の駐車場です。

申請者は子の家族や来客者も多く、申請地を駐車場としたいというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、平成元年から宅地として利用されているため、始末書が添付されています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

以上、3件について、ご審議をお願いします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

○1番(安田義雄君) 1番の案件ですが、転用された道路が鉄道用となっておりますが、私が聞く限り鉄道用と言うのは意味がわからないのですがどう言うことでしょうか。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 道水路・鉄道用というのは、区分で一般個人住宅とか店舗とか、工場・山林とか言う項目の中の道路と言う事で、区分けの部分になりますから、直接の鉄道ではありません。

○1番(安田義雄君) 区分となっているのですね。分かりました。

○議長(野村茂君) 他にありませんか。

(発言なし)

○議長(野村茂君) 無いようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

○15番(土屋尊史君) 1番の件ですが、公衆用道路となっておりますが個人の部分を寄付するという形で受け止めればいいのですか。個人用道路ではなく、公衆用道路であれば誰が通ってもいいという話ですか。個人の道路は許可なく入れないかと思いますが、個人が申請しているということ

は他の人は通ってはいけないと言う話なのでしょうか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）基本的には誰でも通るものです。

○15番（土屋尊史君）関市が寄付を受けるというものですか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）そこまでは確認しておりません。

○15番（土屋尊史君）それがはっきりしないと許可は出せないのではないですか。受けてもくれない所を道にするわけにはいかないのではないですか。その辺をはっきりしていただかないと。それか、現状として関市が使っているのなら、申請人を関市がやらないといけないと言う話ではないのでしょうか。問題はないのですが、手続きの手法として最終的にどこに納めるかをきちんとしてからやってほしいと思います。

○事務局課長補佐（小石隆之君）私道として認定はしていません。一部の敷地を歩く道になっているので、そこを道路敷きの扱いにしてほしいということです。みんなが通行している部分が現状農地のままで、実際はアスファルトを敷いてみんなが歩けるように利便上、道になっています。

○15番（土屋尊史君）車は通れないのですか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）車は通れないです。歩行で近所の人歩く程度です。私道であって、近所の人通行するのは認めているものです。

○15番（土屋尊史君）地目が宅地になってくるのに、道路ということですが、要するに宅地ですよ。個人申請なので道路ではなく、宅地になるのではないですか。道路と言う事であると関市が寄付を受けると言う話になると思うのですが。アスファルトは関市がやったのですか。現況が赤道のようですが。

○事務局長（長尾成広君）字絵図を見ますと、民地の中を勝手に通ってみえてそこを個人が舗装されたと思います。

○15番（土屋尊史君）個人がしたのですか。

○事務局長（長尾成広君）はい。市道や農道・林道とか言う公的な経緯があるかと言うと無いと言う事で、現状にあわせて分筆して地目を変えたいとのこと。寄付されるかどうかは別と言う事です。

○事務局課長補佐（小石隆之君）現況が畑のままでは都合が悪いと言う事です。

○15番（土屋尊史君）この人はただ通ってもいいけれども、誰かが買ったらダメだと言う話になりますからね。

○事務局長（長尾成広君）民地ですので、通ってはいけないと言われれば通ってはいけないものですので、そこは何ともいえない事です。

○事務局課長補佐（小石隆之君）この転用目的は農地じゃないと言う事で、一応道路的なものなので、用途は公衆用道路というような書き方をしておりますが、実際は土屋委員さんが言われるように私道なので、転用目的の書き方については県と協議して一番適した用途の書き方で県にあげたいと思います。

○議長（野村茂君）土屋委員さんよろしいでしょうか。

○15番（土屋尊史君）はい。大丈夫です。

○議長（野村茂君）ほかに質疑はありませんか。

（発言なし）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第2号の3件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

続きまして議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は5ページからになります。

1番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、今谷集会場の北北西約1kmに位置

する登記地目田、現況地目宅地2筆402㎡。農地の区分は概ね10ha以上の一団の農地区域の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は農業用研修施設です。

使用借人は地元農業者が米の生産調整にかかる転作の促進、栽培技術の研修施設として建築するもの。使用貸人は使用借人の要望により貸出をするというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、昭和57年から宅地として利用されているため、始末書が添付されています。申請地は第1種農地であるため、原則不許可であります。転用目的が農業者のための研修施設であるため、農地転用の制限の例外基準をみたと考えます。

2番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、円保公園の北西約110mに位置する登記地目田、現況地目畑391㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は賃貸住宅です。

譲受人は不動産賃貸業を営んでおり、住宅を賃貸する事業計画をし、賃貸住宅を建築したいというもの。譲渡人は譲受人の要望に応えるものです。

11月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は第3種であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 議案は、6ページ、位置図は14ページになります。申請地は、下倉知公民館の南西約110mに位置する畑、2筆589.26㎡。田、3筆2,284㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は分譲住宅です。

譲受人は申請地の近隣に住宅や公共施設があり、分譲住宅を建築するというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、畑及び田で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

4番の案件 位置図は15ページになります。申請地は、関警察署の北約30mに位置する田、342㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は現在マンションに住んでいるが、自宅を持ちたいというもの。譲渡人は、多忙により耕作ができないことから、譲受人の申し込みに応じるものです。

10月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、長良川鉄道市役所前駅の北約800mに位置する田、1,432㎡。農地の区分は水道管、下水管が2種類整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つ以上の教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は内科無床診療所です。

賃借人は住宅街に近いことから、申請地に内科診療所を開業したいというもの。賃借人は周辺が宅地化されてきたことから、賃借人の要望に応えるものです。

10月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、倉知小学校の北東約400mに位置する畑、697㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は宅地分譲です。

譲受人は不動産業及び土木建築工事を行っている会社で、申請地は交通の便が良く、小中学校も近いことから、住宅地として需要があると考え、宅地分譲をしたいというもの。譲渡人は、高齢のため耕作が出来ず、譲受人からの要望があり、譲り渡すというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は18ページになります。申請地は、赤土坂公民センターの西約380mに位置する登記地目田、現況地目雑種地423㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は印刷・紙器製造業駐車場です。

譲受人は申請地の隣接地を既に駐車場として利用しているが、従業員も増えた事から駐車場を拡大したいというもの。譲渡人は高齢により耕作できなく譲受人の申し出により、譲り渡すというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、平成27年に雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 議案は8ページ、位置図は19ページになります。申請地は、保明集会場の南西約340mに位置する田、1,120㎡。農地の区分は概ね10ha以上の一団の農地区域の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的はコンクリート製品製造販売業資材置場です。

譲受人は他の地区に保管するコンクリート資材を本社近くに集め、合理化をするというもの。譲渡人は譲受人の要望に応じるというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第1種農地であるため、原則不許可であります。既存施設の2分の1以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

9番の案件 位置図は20ページになります。申請地は、上之保浄化センターの南東約210mに位置する畑、2筆919㎡。登記記目田、現況地目畑4筆997㎡。登記地目田、現況地目宅地2筆267㎡。合計8筆2,183㎡。宅地・事業施設、公共・公益施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は植林です。北側にある土地を購入しており、申請地を買い受け、桜やモミジなどの植林をしたいというもの。譲渡人は住居を移したことにより、申請地を管理できなくなったため、買い受けてもらうというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、平成23年頃から一部宅地として使用しており、始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

10番の案件 議案は9ページ、位置図は、21ページになります。申請地は、上之保浄化センターの南東約730mに位置する田、1,346㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は太陽光発電施設です。

譲受人は申請地に太陽光発電施設を設置したいというもの。譲渡人は現在休耕で将来的に耕作が難しいため、譲受人の要望に応えるものです。

10月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であり、関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に基づく届出の対象になります。

11番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、柳瀬集会所の東約590mに位置する登記地目田、現況地目山林、638㎡。農地の区分は、中山間地域の小規模農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は植林です。

譲受人は申請地を山林として管理をしたいというもの。譲渡人は譲受人の申し出により譲るというものです。

10月18日に現地確認をしたところ、昭和50年頃から山林であり、始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権設定に関するもの1件、賃貸借権設定に関するもの1件、合計11件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

○4番（佐藤平和君）先月も富野の神野地区で消防車庫として使用していた所を壊して、始末書が

出ていたように思いますが、説明の５ページの１番につきまして、今の話に反対する訳ではないのですが、始末書が出ているという話ですよね。実際は今まで公共施設として使用していて、その始末書を八神の場合、個人が始末書を書いていますよね。

○事務局課長補佐（小石隆之君）今回の場合は、市が建物を建てた経緯があって、恥ずかしい話、関市長から始末書が出ております。

○４番（佐藤平和君）小野で、消防車庫を壊してコンクリートを張ってきれいにしているのですが、私には何も連絡がありませんでした。八神も同じことなのですか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）今回の施設の場合は、ずいぶん昔に関市がいろいろな補助金などの関係で集落の人達の農業施設として建てられた経緯がありまして、その時に手続きに不備があり、今回正式に使用貸借を行うように市から申請を出させていただきました。当然始末書につきましても関市長で出させていただきました。

○４番（佐藤平和君）３カ月も続けて同じことがありましたので、来月もまた始末書が出てくるのではと思いますが、個人が出すのは市に非がありながら個人に始末書を出させるのはいかがなものかと思ひまして。

○事務局課長補佐（小石隆之君）転用事業者が手続き上、ぬかっていたという話であれば、市側に責任がありますので、土地の所有者の方は始末書を書かなくていいと私どもは判断しております。

○事務局長（長尾成広君）少し補足させていただきます。藤谷転作促進センターは地元の要望で、譲渡する流れがありました。実は譲渡する前に底地が農地転用されていなかった事がわかりまして、改めて正しく直したうえで、地元へ譲渡するような流れで進めているという状況です。

○議長（野村茂君）当時、建築された時には農業用施設という扱いではなかったのですか。

○事務局長（長尾成広君）農林水産省から補助金をもらっていますので、農業用施設と言う事で農地転用はいらなかったものです。今、会長さんが言われたとおりです。２００㎡以上だと農地転用が必要でありますので、そこで漏れていたということです。

○議長（野村茂君）消防小屋、小野地区は農地なのですか。

○４番（佐藤平和君）付近は全部、アスファルトの所まで農地です。そこはまだ調べていないですし、連絡も何もありませんが、やってから印鑑を押してくれと言ってくると思います。

○事務局課長補佐（小石隆之君）いろいろな法律の兼合いもあり、農地転用の許可がない場合もあります。消防用は消防法というもので、火事があった場合に水利とか、消防車がすぐに火事を消すために消防法で許可不要のような案件のような気がしますが、調べないとわかりません。道路や砂防とかいろいろな法律で許可までとらなくても出来るという案件もありますので、多分、消防法もその中に入っているのかと思います。

○議長（野村茂君）電気法などは許可がなくてもいいと書いてありますので、また調べて頂いて次回お願いします。佐藤委員さんよろしいでしょうか。

○議長（野村茂君）他に補足説明のある委員さんはありませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより質疑を行います。議案第３号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第３号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第３号の１１件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

次に、議案第４号 農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第４号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、１０ページからになります。使用貸借権の設定に関するものについて、新規が１件、田

1筆1, 596㎡。地区は、黒屋です。権利の設定を受ける者は、山下洋史です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号、農用地利用集積計画の承認について質疑がある方は挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員の挙手につき、議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

○議長（野村茂君）次に議案第5号 森林法第25条に基づく保安林指定をするため、地目が農地である土地に関する地目認定について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第5号 地目が田・畑であって、現況が森林である土地に関する地目認定について。議案は11ページになります。岐阜県中濃農林事務所長より、森林法第25条に基づき登記上の地目が農地である土地に関する地目認定協議がありましたので、意見を求めます。今回、保安林指定をするにあたり現況が森林であることを確認する必要があることから、承認を求めるというものです。

所在地は上之保地区で、字一之瀬にある1筆、登記地目畑、現況地目山林1, 011㎡です。

10月18日に現場確認をしたところ、既に山林となっていることを確認しております。

以上、保安林指定するための畑から山林への土地の地目認定についてご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第5号について質疑を行います。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

○15番（土屋尊史君）地主が誰か分かりませんが、畑で農振がかかっている場所ではありませんか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）農振はかかっていませんでした。

○15番（土屋尊史君）例えば開発しようとした時、畑であれば申請を出せばいいのですが、今後、保安林の指定になってしまうと何も出来ない場所になってしまいますが、地主さんたちは納得されているのでしょうか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）林業の担当が進めているのですが、県の事業でやっていきたいと言う事で、地主さんは承諾をしてみえると思います。

○15番（土屋尊史君）もし、開発がらみのことをする場合、何も出来なくなってしまう。上之保は過疎化している中で、事業の一体利用が出てきた場合、簡単にできなくなるので、植林だけであげておく方がいいのではないかと言う気もするのですが。その辺がどうかと思ひまして。

○事務局課長補佐（小石隆之君）私が話を聞いているのはこの辺で、県の事業をするにあたり、この辺が農地ではいけないと言う事で、保安林に指定をして事業を進めていきたいと言う事です。

○15番（土屋尊史君）この近くには保安林が沢山あるのですか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）細かい所までは聞いていません。

○15番（土屋尊史君）一之瀬とはどこにありますか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）船山に入っていく所です。ちょっと図を見てももらいます。

○15番（土屋尊史君）木工所ですね。

○事務局長（長尾成広君）市営住宅があるところの裏側です。

○15番（土屋尊史君）そういえば道を作って工事をやっていました。

○事務局課長補佐（小石隆之君）工事の関係で農地ではいけないと言う事です。

○15番（土屋尊史君）保安林にまでもする必要があるのですか。

○事務局長（長尾成広君）工事をする時に保安林指定をしている所です。そこは承諾を得て進めておりますので、ご了承いただければと思います。

○15番（土屋尊史君）わかりました。

○議長（野村茂君）治山工事をした時などは周辺を保安林にするのですか。

○事務局長（長尾成広君）そういう場合もあります。

○議長（野村茂君）これは県が保安林に指定したいと言う事で進めているので、所有者との協議はされていると思います。そのところを確認していただいて、次回報告をいただけたらと思います。土屋委員さんよろしいですか。

○議長（野村茂君）他に質疑はありませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員の挙手をいただきました。議案第5号の森林法第25条に基づき保安林指定をするための申請地目の地目認定について、現況地目は山林であると回答することといたします。

それでは10時10分まで休憩をさせていただきます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）次は担当が変わりまして、農振担当の安田が説明をさせていただきます。長丁場になりますがよろしくお願いします。

○事務局長（長尾成広君）みなさん揃われましたので、少し早いですが再開させていただきたいと思います。

先ほど小石からも説明がありましたように、山下さんが昨年から1年7か月農業委員の事務局で働いてみえましたが、11月1日付で副市長になられましたので、挨拶をしたいと言う事でしたのでお願いしたいと思います。

○副市長（山下清司君）みなさんおはようございます。総会の貴重な時間を頂きましてありがとうございます。今、課長から話がありましたように1年7か月農業委員会事務局で仕事をさせていただきました。前中村副市長が10月末の任期を持って退任されたと言う事で、その後に私が選任されまして11月1日から副市長の席に着く事になりました。

農業委員会在職中は退職して再任用という立場でしたが、事務局の職員にも温かく迎え入れていただきましたし、農業委員のみなさんにも自分なりの取り組みとしてアンケートの関係もお願いし、6地区の方には度々寄っていただいてアンケートを行ってきたと言う事もあります。

農業者年金につきましても、夏と冬に推進部長の4名の方に家庭訪問を行っていただき、少しではありますが実績が上がったように思います。短い時間でしたが、足跡が残せたのかなと思っています。

農政の現場、農家を取り巻く状況が本当に厳しいと言う事をひしひしと感じましたので、残り1年6か月程で、何とかしなければと思っていた矢先の事で、その部分が心残りではありますが、違う立場で農政を含め関市の課題を解決に向けて微力ながら頑張りたいと思います。引き続き市役所の中におりますので、現場でもみなさんにお世話になると思いますが、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

（拍手）

○事務局長（長尾成広君）会長から一言お願いします。

○議長（野村茂君）ただいまご挨拶がありましたように山下様につきましては副市長ということで、ご栄転されました。農業委員会でお世話になった事では、なかなか進まない年金の加入につきまして力をいれていただきました。

また、農業委員・農業推進委員の活動の一つとして、JAを交えた活動、情報交換といった事を出していただきました。大変短い間でしたが、山下様にはお世話になりました。本当にありがとうございます。今後の副市長さんのご活躍をご祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。お世話になりました。

○副市長（山下清司君）それでは次の公務に移らせていただきますので、ご挨拶だけで失礼します。どうもありがとうございました。

○事務局長（長尾成広君）みなさん拍手をお願いします。

（拍手）

○事務局課長補佐（小石隆之君）先ほど土屋委員さんが言われた保安林の案件ですが、担当係に聞いてきました。場所については地権者の方も同意をされており、地元の集落の要望で上がった事業

と言う事です。治山事業と言う事で、奥の部分で堰堤をやりかかっているのですが、その下の部分についても流水路等を作って工事をすると言う事で今回上がった件になります。

○議長（野村茂君）改めまして、休憩前に引き続き会議を再開します。議案第6号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○農林課課長補佐（安田学史君）事務局で担当しております安田です。それでは関農業振興地域整備計画の変更です。10ha以上の農地集団や土地改良をされた土地などは守るべき農地として市の農業振興地域整備計画に農用地として記載されております。農地法とは別に農振法の観点から保護されております。農振整備計画から除外したいと言う事で、本年度申請された案件、用途区分変更をしたいとして申請された案件につきまして、農業委員会の視点、農地法の視点からご意見をいただければと思います。なお、大変件数が多いので、ある程度まとめて審議をお願いしたいと思います。

まず、除外ですけれども、お配りしている資料3ページ目からが除外の案件になっております。除外は農用地である土地を別の事業に使用すると農用地から外すものです。

農振法の除外が可能な案件かどうかの基準としては、

1. その事業がその場所でしか実地できなくて、すぐに行く必要があるか。
2. 周辺の農地と一体的に利用しようとした場合に邪魔になる場所にないか。
3. 地域の農業の担い手の方の農地集積に影響がないか。
4. 農業用水等に影響がないか。
5. 土地改良事業の効果が十分発揮された後か

といった確認を農振協議会等で協議を行います。農振的には問題がなくても、あきらかに農地転用ができないものであれば、事業ができない意味のない除外となるため、あらかじめ農業委員会で農地転用の見込みがあるかどうかを今の情報からご判断いただければと思います。

農地転用の見込みがないということになれば、除外後実施できない事業となることで、除外も行わないと言う判断になります。仮に、農地転用の見込みがあるとして、除外したものであったとしても、改めて農地転用の手続きが行われます。その際には農地転用の手続きが通常どおり行われますので、例えば資金証明が出せないなどで農地転用を認めないといったことは十分にありえます。

その他、開発協議が整わない、重要な遺跡が出てきた、他の法令の許可が出ない等であれば、事業の実施ができないと言う事であれば、その時点で編入の手続きが行われることになります。

本年度の事業ですけれども、旧関市の東側の富野地区・田原地区を一括して説明いたします。同じ東側の地区ですが、本年度富岡地区からは除外の申請はありません。富野地区・田原地区とも、農地法的には、特に問題がある案件はないと考えます。

富野地区 整理番号A1の1 所在地・申請者等は4ページ、位置図は6ページになります。小野構造改善センターの少し西、農地集団の中程の県道沿い、徳巖寺の洞からの水路と交わる場所です。既存の住宅が一部一体利用地としてありまして、隣にある農地の一部を使って一般個人住宅を建築するものです。農地の区分は10ha以上の農地集団の一角で1種農地に該当するかと思います。隣接している一体利用地と合わせて、1種農地の面積が1/3以下であり、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号A1の2 位置図は7ページ。富野中学校の南東80m程度でキョウワさんが隣接地に工場を拡大するものです。農地の区分は富野中学校と工場の間に挟まれた小規模な農地ですので、10ha以下の農地集団で2種農地に該当するかと思います。2種農地は、他ではできない事業は許可される場所ですけれども、農振除外の手続きによりによって代替地の検討がされますので転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号A1の3 位置図は8ページ。下志津野集落の一角に残された小規模農地でガーバーサカイさんが工場の拡張を行うものです。農地の区分は下の水路で上の段が切り分けられているところで、農地の一体性が無い場所ですので、10ha以下の農地集団で、2種農地に相当するかと考えます。こちらも、他ではできない事業とのことで、農振除外の手続きにおいて代替地の検討がされますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

田原地区 整理番号A3の1 所在地・申請者等は10ページ、位置図は14ページになります。国道248号線、ミニストップ関東田原店のすぐ東側。ミニストップの北側にある進興精工さんが

工場の拡張をされるものです。農地の区分は、土地改良事業実施地で、農地集団が南東方向へ繋がっていく関係で、1種農地と判断しております。既存施設の1／2以内の拡張になり農地転用の許可基準を満たすと考えます。

A3の2 位置図は15ページ。248バイパスと県道坂祝線の交差点南東で、一般個人住宅です。農地の区分は住宅等が相当数連担する区域ですので、3種農地と判断します。3種農地は原則許可されます。

A3の3 位置図は16ページ。迫間不動へ入っていく手前の集落になります。機械製造業を営む方が、駐車場が不足していると言う事で、この会社への貸駐車場を作られると言う事です。無断転用であり始末書が添付されております。農地の区分は住宅が連担した区域に近接した10ha以下の農地集団であり、2種農地と判断します。2種農地でありますので、農振除外の手続きがされて、代替地の検討がされますので他ではできない事業は許可され、2種農地でも転用基準を満たすと考えます。

A3の4 位置図は17ページになります。大規模の開発になります。迫間の工業団地の中にあるメイラさんが工業団地の中が一杯と言う事で、山を挟んで隣接した東側に大規模な工場を作ります。10ha以上の農地集団であり、1種農地と判断します。雇用の3割以上を地元の農業者を雇用する計画であり、市と協定を結ぶよう求めたところ、協定書を提出され締結しております。事業が完了した際には雇用の3割が確保されるという事で、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

ここまで7件についてご意見をいただきたいと思います。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、委員のみなさんの意見をお聞きます。

○議長（野村茂君）ご意見のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）意見もないようですので、農業委員会としてこの7件の除外について一括して異議なしとして回答してよろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員の挙手をいただきました。続いて事務局をお願いします。

○農林課課長補佐（安田学史君）続きまして関地区・下有知地区、旧関の中心部です。倉知と小瀬は今年度申請がありません。審議をお願いしたいのですが関地区のB1の3、B1の4は片岡委員が申請者となっておりますので、一度ご退席をいただきたいと思います。

○議長（野村茂君）片岡委員、退席をお願いします。

○農林課課長補佐（安田学史君）片岡委員のB1の3、B1の4を先に進めたいと思います。所在地・申請者等は20ページ、位置図は24ページ。中池からまっすぐおりてきた農地集団の中程で、株式会社プログレスとして農業用施設を作って見えます。B1の3が農産物直売所を今、オープンに向けて工事を行っているところですが、その駐車場を拡張するものです。B1の4は農業用倉庫や事務所、資材置場を一体とした農業用施設があるのですが、その一部が無断転用のような形になっていると言う事で、そこを現況追認で行うものです。始末書をいただいております。10ha以上の農地集団の一角。土地改良事業実施地で1種農地と考えます。農業用倉庫や農業資材置場、農業者が行う直売所は農業用施設になり、これに必要な駐車場なども農業用施設と認められます。B1の3の直売所の駐車場もB1の4の資材置場等につきましても農業用施設と言う事で、1種農地でも農業用施設は農地転用が認められますので農地転用の許可基準を満たすと考えます。

こちらの2件についてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、委員のみなさんの意見をお聞きます。

○議長（野村茂君）ご意見のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）意見もないようですので、この件につきまして異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。

○議長（野村茂君）続いて事務局をお願いします。

○農林課課長補佐（安田学史君）それでは続きまして、関地区と下有知地区の残りの案件をお願いします。先ほどと同じ関地区です。

B 1 の 1 所在地・申請者等は 2 0 ページ、位置図は 2 2 ページ。稲口公民センターの少し南で美容院店舗を作られます。住宅が連担した区域に近接した 1 0 h a 以下の農地集団で、2 種農地と考えます。農振の除外手続きにおいて代替性の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

B 1 の 2 位置図は 2 3 ページ。タチヤ稲口店のすぐ北側で一般個人住宅を作られます。こちらは住宅が建て込んでおり、3 種農地と考えます。3 種農地は原則農転が原則許可されます。

下有知地区 B 3 の 1 所在地・申請者等は 2 6 ページ、位置図は 2 8 ページ。国道 1 5 6 号が東海環状自動車道をくぐるところから、5 0 m 程北に入った 1 ブロック西の区画です。こちらで建築条件付き分譲住宅の整備を行うものです。今年度から建売分譲の形の一つとして認められるようになったものです。こちら、昨年度もすぐ同じブロック内のところで、建売分譲住宅がありましたけれど、住宅等が相当数連担する区域ですので 3 種農地と判断します。3 種農地は、原則転用が認められます。

B 3 の 2 位置図は 2 9 ページ。下有知小学校の北東 2 0 0 m 程で、東洋化学さんの南側、住宅に囲まれた小規模の農地集団の北端で建築条件付き分譲住宅の整備を行うものです。住宅が連担した区域に近接した 1 0 m² 以下の農地集団で、2 種農地と考えます。農振の除外手続きにおいて、代替地の検討がさえますので転用の許可基準を満たすと考えます。

B 3 の 3 と B 3 の 4 位置図は 3 0 ページ。隣り合った同じ場所です。長良川鉄道、関市役所前駅から 1 0 0 m 程南側。駅から 3 0 0 m 以内で、3 種農地と考えます。

B 3 の 3 は一般個人住宅・自動車販売店舗を作るもの。B 3 の 4 は一般個人住宅を作るもの。別々の方で事業が行われます。こちらは 3 種農地ですので、農地転用が原則認められます。

ここまで 6 件についてご意見をいただきたいと思います。

○議長（野村茂君）ここまでの案件について、委員のみなさんの意見をお聞きします。事務局としては、この 6 件すべて許可基準に合致するとのことでしたが、ご意見のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）意見もないようですので、この 6 件につきまして異議のなしとして回答してよろしいですか。挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員の挙手をいただきましたので、異議なしと回答します。続いて事務局お願いします。

○農林課課長補佐（安田学史君）つづきまして、旧関の西側、小金田・保戸島・千疋、広見・池尻ですが、今年度、広見・池尻地区からは申請がありませんでした。合わせて 8 件お願いします。

小金田地区 C 1 の 1 所在地・申請者等は 3 2 ページ、位置図は 3 3 ページ。特別養護老人ホームのあかつきさんが障害者福祉事業の事業拡大をするものです。東側の農地に事業地を拡大されます。土地改良事業の実施地であるため、1 種農地ですけれども、施設の拡張で 1 / 2 以内のものであれば、農地転用の許可基準を満たすと考えます。事業地の 1 / 2 であるため、農地転用は問題ないと考えます。

C 1 の 2 位置図は 3 4 ページです。1 5 6 号線山田交差点から南西の集落の南側です。地域の後継者が農家住宅をつくれるもので、土地の取得を父親がされます。土地改良事業の実施地であるため、1 種農地ですが、集落に接続して設置される近隣に住居するものの生活等に必要な施設として農地転用の許可基準を満たすと考えます。

保戸島地区 C 2 の 1 所在地・申請者等は 3 6 ページからになります。

C 2 の 1 位置図は 3 8 ページです。保明集落の北端。地域の後継者の方が、一般個人住宅をつくれるものです。土地改良事業の実施地であるため、1 種農地ですが、集落に接続して設置される近隣に居住するものの生活等に必要な施設として農地転用の許可基準を満たすと考えます。

C 2 の 2 から 5 位置図は 3 9 ページです。この 4 件はビクトリーさんが飲料水の向上の拡張の為、駐車場が足りなくなったと言う事で、近隣で 9 0 0 0 m² 程度の駐車場を確保したいと言う事で、まとめて管理するため、1 0 0 0 m² 以上の土地を探していると言う事で、4 件に分かれて申請をしています。どれか認められなくても、残りの案件は実施すると言う事です。独立した事業と考えております。

C2の2 土地改良事業実施地であるため、1種農地です。隣接する一体利用地となっており、こちらはビクトリーさんの倉庫があると言う事で、そこと一体利用して駐車場を整備されるものです。既存施設の1/2以内の拡張になるものですので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

C2の3、4 農地区分は10ha以下の集団農地で、2種農地です。農振の除外手続きにおいて、代替地の検討がされますので、2種農地の転用の許可を満たすと考えます。

C2の5 工場に切り離された小規模農地の一角です。10ha以下の農地集団で、2種農地と判断します。農振の除外手続きにおいて代替性の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

千疋地区 C3の1 所在地・申請者等は42ページ、位置図は43ページです。

岐阜市三輪が飛び地で千疋に入り込んできている場所の境です。道路を挟んで隣接した金属部品製造会社の資材倉庫と駐車場を作られるものです。10ha以下の農地集団で、2種農地と判断します。農振の除外手続きにおいて代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

以上8件についてご意見をいただきたいと思います。

○議長（野村茂君）ここまでの案件について、委員のみなさんの意見をお聞きします。事務局としては、この8件すべて許可基準に合致するとのことでしたが、ご意見のある方はございませんか。

○7番（片岡篤夫君）保戸島で転用がかかっている所を耕作しておりますが、耕作はいつまでできるのでしょうか。そう言った話はありますか。

○農林課課長補佐（安田学史君）事業そのものは除外後すぐに開発の協議を行うと言う事ですけれども、除外が6月頃までかかると思います。その後、開発の協議に3か月ほどかかりますので、おそらく施行されるのは9月以降になるかと思えます。来年度、耕作は可能かと思えます。

○7番（片岡篤夫君）例えば麦を蒔いたとして、収穫は6月になります。それで何もしくなると草がボウボウになります。本年度、作付けを小麦とします。そうすると収穫は6月になります。それ以降にどうして返すのかと言う事になりますが、おこして返すのか、そう言った審議についてはどうなるのですか。僕が個人で行うのか、役所さんが中に入っていくのかどちらになるのですか。

○農林課課長補佐（安田学史君）基本的には、個人でとなります。

○7番（片岡篤夫君）何も言ってこないのによく分からないです。このあたり一体、全部僕がやっていますので。

○農林課課長補佐（安田学史君）地権者からの申請と言う形になります。営農計画書で分かっているものについては、同意は取っていると言う事になります。申請者の方には事業に入るまでの間は管理をしっかりするように話をさせていただきます。その中でおそらく声が係ると思えます。

○7番（片岡篤夫君）その同意を行政書士の方が見えていろいろ聞いたので、別に反対はしないのですけれども、どうせ買うなら全部買ってもらうとありがたいと思ひまして。ここまで1筆や2筆だけに仕事に來なければいけないのと言う話もしました。行政書士の方も詳しいことは聞いていないと言われました。

○農林課課長補佐（安田学史君）開発協議の中で、地元の意見なども反映していきたいと言う事で、話は詰めていないと聞いております。

○7番（片岡篤夫君）麦を蒔くなら今がシーズンですし、遅れたら何もならないので。

○農林課課長補佐（安田学史君）除外は6月以降になってくるかと思ひます。

○7番（片岡篤夫君）わかりました。

○事務局長（長尾成広君）全部駐車場ですよね。どれかダメでもやると言っておりましたので逆に聞いたくなりましたが、もし全部通った場合、全部駐車場で何台の予定になりますか。

○農林課課長補佐（安田学史君）230台の予定です。

○事務局長（長尾成広君）今まで230台はどこかで補っていたのですか。

○農林課課長補佐（安田学史君）転用事業者の事業地内に駐車場があったのですが、そこを工場にします。

○議長（野村茂君）それでは、片岡委員さんよろしいでしょうか。

○7番（片岡篤夫君）また個人的に業者の方を通じて聞いていきます。かなり面積がありますので、本当は全部買ってほしいと言いたいのですが、あまりいい事でもないです。

○議長（野村茂君）他に意見はありませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）それでは他に意見がありませんので、この8件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員が挙手されましたので、異議なしとして回答いたします。

○農林課課長補佐（安田学史君）続いて、洞戸・武芸川地区の7件をお願いします。

洞戸地区 所在地・申請者等は46、47ページ、位置図は49ページからになります。

Dの1 位置図49ページ。洞戸小学校の横から川沿いを奥へ入った農地集団です。飲料水製造工場の駐車場を拡張されるものです。農地の区分は土地改良事業実施地で、1種農地と判断します。隣接する倉庫や工場と合わせて、1/2以内の拡張となりますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

Dの2 位置図50ページ。飛瀬集落の一番奥で、飲食店を営んでいる方が資材置場をつくれるものです。過去に一度、農地転用の許可がされた土地が土地改良の対象となり、農地として換地されたのですが、換地された際、農地という認識がなく現況資材置場として使用されており、顛末書が提出されています。住宅が連担した区域に近接した10ha以下の農地集団で、2種農地と判断します。2種農地ですが、農振の除外手続きにおいて代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

Dの3 所在地・申請者等は47ページ、位置図51ページ。板取川中学校から南に350m程度の農地の末端。太陽光発電事業を行うものです。住宅が連担した区域に近接した10ha以下の農地集団で、2種農地と判断します。農振の除外手続きにおいて代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

Dの4 位置図51ページ。板取川中学校から南に100mです。地域の後継者の方が、自治会の区域内に住宅を建てるものです。県の指導により農家住宅は農家の子や農地を所有するだけではなく、農業経営を行う方の住宅である必要があるという指摘を受けております。農家住宅として出されておりますけれど、営農計画書が提出されておらず、営農実態がわからないので一般個人住宅への事業変更を依頼していますが、まだ返事はありません。どちらにしても2種農地に該当するところですので、農振の除外手続きにおいて代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

Dの5 位置図52ページ。洞戸大野の中濃消防組合洞戸出張所の北東200m程度。プラスチック製品製造業しておる業者さんの駐車場・資材置場として使われるものです。住宅等が連担した区域に近接した10ha以下の農地集団で、2種農地と判断します。農振の除外手続きにおいて代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。ただし、現況が無断ですでに転用されているように見えるため、事情を説明するよう求めています。まだ補正されておりませんが、事情の説明があれば、問題ないと考えます。

武芸川地区 Fの1 所在地・申請者等は54ページ、位置図56ページ。小知野住宅の奥の農地集団の北端、隣接する金属加工工業事業所が事業を拡張するものです。住宅が連担した区域に近接した10ha以下の農地集団で、2種農地と判断します。農振の除外手続きにおいて代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

Fの2 位置図57ページ。武芸川郵便局の北150m程度、金属製品製造業が駐車場を整備するものです。土地改良事業の実施地で、1種農地と判断します。集落に接続して設置される近隣に居住するものの生活等に必要な施設にあたるかどうかというところですが、小規模の町工場のために生活等に必要な施設の一つに該当すると考えますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

以上7件についてご意見をいただきたいと思います。

○議長（野村茂君）ここまでの案件について、委員のみなさんの意見をお聞きします。事務局としては、この7件すべて許可基準に合致するとのことでしたが、ご意見のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、この7件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。

異議のない方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) 全員が挙手されましたので、異議なしとして回答いたします。

○農林課課長補佐(安田学史君) 続いて、武儀・上之保地区の5件をお願いいたします。

武儀地区 Gの1 所在地・申請者等は60ページ、位置図は61ページ。武儀生涯学習センターの南200m程度の農地集団の端の住宅と宅地に挟まれた農地集団の端にある農地で、南側に隣接した自動車修理業の資材置場、作業所をつくるものです。美濃加茂和良線10mに上下水道が通っており、接する幅員4m以上の国道・県道・市道に上下水道が埋設されており、概ね500m以内に2以上の教育・医療施設がある場合には、3種農地に該当します。武儀東小学校が520m、津保川診療所が310mです。概ね500mと言うのは、1割程度誤差を含んでよいと言う事ですので、3種農地に該当します。3種農地は原則、農地転用が認められます。

上之保地区 所在地・申請者等は64からになります。上之保地区の2・3・4が非常に大規模で、土地の所有者等が非常に沢山みえますので、ページ数が多数にわたっております。

Hの1 位置図は77ページです。上之保の下水処理場から300m程度上之保へ入ったところ です。自身の経営する鉄工所への貸駐車場を設置するものです。住宅が連担した区域に近接10ha以下の農地集団で、2種農地と判断します。2種農地ですが農振の除外手続きにおいて代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

Hの2からHの4番は大規模な太陽光発電です。位置図は78・89・80となりますが、位置的には76ページを見て頂ければと思います。規模が大きいのですが、土地改良の対象となっていない10ha以下の農地集団で、2種農地と判断します。2種農地の場合、他ではできない事業であれば農地転用は許可されます。農振の除外手続きにおいて代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

こちらの5件についてご意見をいただきたいと思います。

○議長(野村茂君) ここまでの5件の案件について、委員のみなさんの意見をお聞きます。事務局としては、この5件すべて許可基準に合致するとのことでしたが、ご意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

○7番(片岡篤夫君) かなりの面積なのですが、今でも何もないのに津保川が氾濫するぐらいですので、太陽光に反対する訳ではありませんが、塔ノ洞でも道路や田んぼが池になってしまい大変な ことになったので、かなりの面積なので水の管理をしっかりともらわないと津保川が氾濫することになると、私たちの農地も水なしになり大変なことになるので、水の管理や環境問題をしっかりと指導してもらいたいです。

○農林課課長補佐(安田学史君) 市の条例が10月1日から発行したものがありまして、太陽光発電につきましては、1000㎡以上から開発の協議をするように決まりまして、この案件もかなり 大きいので当然ですが、かなり大きいので県の開発協議もかかってくる事になるかと思います。その中で、排水についてはしっかりと対応するようにと指導していく所です。

○7番(片岡篤夫君) 僕は長野県でも太陽光をやっているのですがけれども、長野県の果樹園が上に太陽光をつけた為、果樹園が整備してあるにもかかわらず、道路にものすごい水が出て、赤土が全部流れ出た為、一部落が大変な事になった事がありました。そこも非常にそう言う事に猶予してやっていたはずなのに、現実的にそうなったのです。関も条例が出来た以上、きちんとやってもらわないと、かなりの面積ですから津保川が大変なことになってしまうので、しっかりとやってもらうようお願いします。

○議長(野村茂君) 他にありませんか。

○15番(土屋尊史君) 私の担当地区ですが、2・3・4に関しまして、農業委員会という立場と振興地域の整備計画の役員もやっておりますので、まず、受付の印鑑が欲しいと言われたので、関市に問い合わせをして、農振のかかっているところは太陽光ができないので外しますと言う話で、来た話については拒否せず受け付けてくださいと言う所で、一応受け付けました。先般、上之保支部にて農業委員会に上げるための会議を開きました。その時に全員の承諾の印鑑がないとか、不備が一杯あるなかで、農業委員会の審議にかかっているわけです。亡くなった人の部分に印鑑が押してありました。本申請までにきちんとしますと言う形で、審議を上げるとの話でしたが、農業

委員会にかかる時点で、全部がそろっているのか、この時点でもまだ印鑑がなくても行くのかと言う事です。

○農林課課長補佐（安田学史君）農振の全体会は11月27日に行います。その時点でそろっていない場合は完全にダメだと思います。

○15番（土屋尊史君）受付の時点において、みんなで審議する時に中途半端で揃っていないものを審議する必要があるかと言う事です。

○農林課課長補佐（安田学史君）農振の審議が年に1回しかない事もありまして。

○15番（土屋尊史君）それは関係ないことです。紙を出しておいて審議してください。それまでに揃えます。とりあえず何でもいいから受付をして下さいで、ここで会議をしても揃わなかったら何のための会議で、時間を作ってやらなければならない話なのですか。ある程度振るいにかけて、きちんとした受付があれば受け付けますと。その間にどうしようもない補足の部分を足すと言う事はわかります。はなから目暗版を押してきて、受付してくださいではそれを通す行政はおかしくないですかと僕は思うのですが。

○農林課課長補佐（安田学史君）実は県の方から指導を受けておりまして、申請が出たらたとえ名前が読めないような申請書でも受付とりあえず受付しなさい。それを審議して、審議した結果でダメだと言う判断をしてくださいと言う事なので、審議はせざるを得ないです。

○15番（土屋尊史君）上之保の時も審議しましたよね。それをもってある程度書類を整えてくださいと言う訳ですよ。またこの部分でも書類が揃っていない訳ですよ。また次の時にもそろっているかどうか分からないですよ。

○農林課課長補佐（安田学史君）最終リミットは農振の全体会と考えております。

○15番（土屋尊史君）最終受付はいつになるのですか。

○農林課課長補佐（安田学史君）農振の全体会が27日ですので、その前の26日までです。

○15番（土屋尊史君）今の所は打診や調整等、そう言った部分があるのですか。

○農林課課長補佐（安田学史君）代表の方と言う方の印鑑は持ってきたのですが、相続人一同ではなかったの、相続人一同で出しなすように指導しました。

○議長（野村茂君）土屋委員さんよろしいでしょうか。

○15番（土屋尊史君）都市計画の話も出てくると思いますが、ある程度話が進んでいるのですか。

○農林課課長補佐（安田学史君）都市計画の協議は農振除外された後しか受け付けられないと言う事ですが、事前の相談はしていると聞いています。

○15番（土屋尊史君）その中である程度の指摘以外の事項、この前の農協との話し合いであった答えの部分に関しては27日の会議の中で報告されるのですか。

○農林課課長補佐（安田学史君）そうです。今回は農地法の許可基準に合致するかと言う事です。

○議長（野村茂君）他にありませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、この5件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のない方、挙手をお願いします。

○議長（野村茂君）ご意見ですか。

○8番（森邦彦君）27日に審議されるものを、農業委員会で賛成したということになると、まだ印鑑を押すということも済んでいないのに、賛成していいのですか。材料もそろっていないのに、私たち何も知らないのに、手を挙げていいのかどうか。

○農林課課長補佐（安田学史君）今出ている条件で農地転用の許可基準に達するかどうかということ。その後の審議の過程で振り落とすという事は十分ありますし、実際の農地転用の時には全部揃っていないと審議は進んでいかないので、今の2種農地相当であって、農振農用地の協議の中で、代替地検討がされるということを協議いただきたいと思います。

○事務局長（長尾成広君）農地転用ですとしっかり整ったものを提出いただくのですが、農振はそこまではないです。9月末で締め切り11月27日が全体協議会ですので、それまでに整えてあれば受け付けるようにと県の指導がありますので、整っていない場合は先ほど土屋委員が言われたように、26日で整っていないようであれば上げないと言うことです。これだけ沢山ありましたので、期日までに間に合うかどうかというところが気になることです。

○議長（野村茂君）他によろしいですか。ないようですので異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のない方、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員の挙手をいただきましたので、異議なしとして回答いたします。つづきまして、用途区分変更について事務局の説明をお願いします。

○農林課課長補佐（安田学史君）用途区分変更を4件まとめてお願いします。用途変更区分は農振整備計画では農用地等の使用方法を田畑・果樹園等として使用する『農地』、農業用倉庫や出荷選別施設などの『農業用施設用地』、放牧などに使う『採草放牧地』、林のようにになっている放牧地『混雑林地』の4つのなかから1つ指定します。この『用途区分』についても自由に変更できず、農振計画の変更が必要となっております。この手続きが用途区分変更になります。

所在地・申請者等は82ページからになります。

田原地区 A3の1 位置図は83ページです。ふる里農園美の関のビニールハウスの裏です。平成24年にビニールハウスを農用地から農地に用途変更区分を変更する手続きが行われているのですが、その際に誤って現在農業用倉庫になっているところが一緒に農地に変更されてしまっていたと言う所を現況に合わせて変更したいというものです。住宅が連担した区域に近接した10ha以下の集団農地で、2種農地と判断します。農業用施設ですので、1種農地でも許可されるものですので2種農地でも当然許可されます。

A3の2 位置図84ページです。西田原川村医院の北の集落の端で、昭和40年頃に農事組合法人朝日施設園芸組合が国の補助金で取得した選果場ですが、その後の土地改良の際に農業用施設ではなく、農地として換地され、農振上も農地となっていたものです。顛末書をいただいております。

土地改良事業の対象地で、1種農地と考えます。農業用施設ですので1種農地であっても、転用が可能です。

下有知地内 B3の1 位置図は85ページです。中濃病院の北の道を北進しまして、農免道路との交差点の北西部で、平成3年に農業用施設にするということで、用途を農地から農業用施設に変更しましたが、話を聞くと、その頃は建物があったのですが、建物を撤去してしまい、今は草が生い茂った所になっています。ここを黒屋の小澤さんが草を取るための採草地として利用されているため、用途を農業用施設から採草放牧地に変更したいというものです。農振法的には採草放牧地は農地と相互に変更することは無条件に認められているため、田畑と同等の扱いとなります。構造の変更をするものでもないため、農地法上の手続きは不要と考えます。

上之保地区 Hの1 位置図86ページです。旧上之保中から北東200m程の住宅の裏手です。住宅が連担した区域に近接した10ha以下の農地集団で、2種農地と考えます。ここに農業用倉庫を作られるというものです。農業用施設では1種農地でも許可されるため、2種農地でも当然許可されます。

以上4件が用途区分変更です。この案件についてご意見をいただきたいと思います。

○議長（野村茂君）この4件の案件について、委員のみなさんの意見をお聞きします。事務局としては、この4件について農業用施設にするのは許可基準に合致しており、採草放牧地にするものは手続き不要とのことでしたが、ご意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、用途区分変更について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員が挙手されましたので、異議なしとして回答いたします。つづきまして、その他の変更について、事務局の説明をお願いします。

○農林課課長補佐（安田学史君）その他の変更について。所在地・申請者等は88ページ、位置図は89ページです。農振法、農地法に特例があり、電気通信事業者、携帯電話会社の基地局などについては、計画の農振除外の手続きや、農転の許可を取ることなく事業が可能であるため、ここはすでに携帯電話の基地局建っております。ある意味、報告のような形ですが、携帯電話の基地局が出来ているので、農振設備から外すものです。農地法上も特に手続きが必要ないというのですが、一応ご意見を伺うと言う形を取りたいと思います。

○議長（野村茂君）この案件について、委員のみなさんの意見をお聞きします。ご意見のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員が挙手されましたので、異議なしとして回答いたします。

○議長（野村茂君）つづきまして議案第7号、関市地域農業振興計画の変更・検証に係る意見について事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐（安田学史君）ひき続きまして農林課、安田から説明いたします。郵送がされておらず申し訳ありません。「関市地域農業振興計画」横長のもので、少し薄めのものです。こちらの計画ですが、農振の除外基準に土地改良事業の効果が十分発揮された後かというのがあります。通常ですと土地改良の事業完了から8年を経過していることが必要になります。しかし、用水の改良など土地そのものをいじるものではない土地改良事業で、農業の振興を図る施設を設置するもので、土地改良施行者の同意があるものであれば、認められる場合があります。この手続きで除外する施設は農振整備計画を補う地域農振整備計画に記載して、除外した目的で使用され、その効果が発揮されえいるかを継続的に検証することになっています。今年度、川平用水の受益地で山田の農家住宅ですが、川平用水の受益地でまだ8年を経過していないので、この計画に記載して除外していく必要があります。

また、平成27年度に「関市地域農業振興計画」に記載され、平成28年度に除外された案件について、除外後5年間事業の検証を行う必要があるため検証を行っております。こちらについて、ご協議をお願いします。

今年度申請分の案件について4ページを見て頂きまして、表がありますが一番下にR1の1という農業従事者のための住宅、農家住宅を山田交差点付近に作るというものになります。先ほども農振の中で農振整備計画の中で協議をいただいたものです。転用事業者のお子さんが農家住宅を作られるという案件ですが、除外の際にも問題ない旨のご意見をいただいておりますので、同様に問題ないと考えます。

まず、こちらについてご意見をいただきたいと思います。

○議長（野村茂君）この案件について、委員のみなさんの意見をお聞きします。事務局としては、この1件について問題ないとのことでしたが、ご意見のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）意見がないようですので異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員が挙手されましたので、異議なしとして回答いたします。

○議長（野村茂君）つづきまして、同計画の検証について事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐（安田学史君）それでは11ページ。除外の翌年度から5年間検証しますので昨年度申請されたものは、令和元7月に計画が告示されていますので、来年度から検証を行います。今年度は27年の案件だけの検証になります。

H27の1、2、3、4、5、6、7というのが出ているかと思いますが、まず1つ目。

H27の1 関中央病院の駐車場です。ここ数年同じように検証をしておりますが、職員駐車場として使用されており、その効果を発揮していました。

H27の2 コーポレーション金子の駐車場です。昨年も報告させていただいたのですが、駐車場の一部に工場が建設されております。昨年度県と協議しましたが、駐車場として期待する効果が地域の農業者の雇用の受け皿であり、工場として使用されても同じ効果が発揮されるため、問題ないとのことでした。

H27の3、H27の4 倉知頭首工の事業地の中でマーゴウエストさんの南側、倉知神社の裏側で、道路を拡幅したものです。現在、公衆用道路として使用されており、その効果を発揮していることを確認しております。

H27の5からH27の7 山田の川平用水頭首工改良事業の事業地で、農家用住宅が2棟と、農業用倉庫・資材置場を作るというのですが、昨年と同様事業はまだ行われておりませんでした。事業者から事情を伺いましたが、現在詳細設計中で近日中に事業を開始すると言う事で、書面にて回答をいただきました。農振除外の際には、2年以内に事業が実施できない場合は編入するように求めています。除外から3年経過しているため、事業の実施を行わないのであれば編入するようお願いしましたが、事業を確かに行うと言う事でした。県とも相談をしたのですが、5年間は検証するとのことなので、5年間は様子を見てくださいとの事です。

こちらについてご意見をお願いします。

○議長（野村茂君）この案件について、委員のみなさんの意見をお聞きします。ご意見のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）意見がないようですので、適正に検証されていると回答してよろしいでしょうか。異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員が挙手されましたので、適正に検証されていると回答いたします。

○農林課課長補佐（安田学史君）ありがとうございました。

○議長（野村茂君）長時間に渡り、審議いただきましてありがとうございました。本日提出されました議案につきましては、全て審議を終わりました。どうもありがとうございました。

○事務局課長補佐（小石隆之君）長時間に渡りありがとうございました。来月ですが、12月6日金曜日の午前9時から市役所6階の6の6、6の7の会議室で行います。よろしくお願いします。

来年、7月に委員の改選があると言う事で、最終的には議会の承認を得て新しい委員さんを任命していくという形になります。そろそろ事務局も動いていかななくてはいけませんので、来年1月の広報に募集記事を出し、同時にホームページにものせまして、募集期間は1か月程設けて、やっていただける方を中間報告、最終報告等を出していきたいと思っております。募集要項につきましては、3年前のものを案として作りましたが、細かい詳細については詰めておりません。とりあえず1月に入った後に募集をかけ、順に固めていきたいと思っています。JAの支店長にも来年改選があると言う事で、支店長に文書を配布し、お願いしようと思っています。農業委員の場合、各地区制で募集は出来ないの、一般的に全地区という形で応募をさせていただきますが、板取から田原、下有知といろいろな地区がありますので、バランスを取った委員さんに出てもらいたいと言う事で、年末年始、農地改良組合関係の寄り合い等があった場合、現委員さんも話をしていただきまして、私共も会議に出席させていただきますので、1月の募集に向けて動いていただきたいと思っております。

○議長（野村茂君）来月は推進委員さんと一緒に合同会議ですね。

○事務局課長補佐（小石隆之君）その予定です。

○職務代理（安田孝義君）長時間に渡りまして、総会それから農振関係、検証審議等をしていただきありがとうございました。冒頭、会長からのあいさつにもありましてとおり、朝晩涼しくなりましたので、寒くなったような気がします。お互い体に気を付けて風邪などひかないように管理していただきたいと思っております。本日はありがとうございました。

午前 11 時 25 分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場 5 5 1 番地

印

3 番 関市西田原 9 1 5 番地 3

印

4 番 関市小野 1 3 7 8

印